

(3) 有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳又は療育手帳を所持している人が有料道路を利用するとき、通行料金が割引になります。障がい者割引を受けるためには、事前に登録することが必要です。

※「タクシー券の交付（P20）」を受けていないことが条件です。

※「タクシー券」への変更は年度につき1回のみ可能です。

対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳（1種）または、療育手帳（A1、A2）を所持する方 ・身体障害者手帳（2種）を所持する方（本人運転に限る） 	
対象自動車の範囲	E T Cを利用する場合	
	<p>障がい者一人につき、下記①及び②の要件を満たす車両いずれか1台を事前に登録し、その登録車両のみが割引の対象となります。</p> <p>①障がい者本人、親族又は日常的に介護している者が所有する車であること</p> <p>②車の車検証の「自家用・事業用の別/適否」欄に「自家用」と記載されているもの（事業用と記載されている場合、対象となりません）のうち</p> <p>【乗用自動車】・・・「用途」欄に「乗用」と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。（軽自動車も対象となります。）</p> <p>【貨物自動車】・・・「用途」欄に「貨物」と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られた最大積載量が500kg以下のもの。</p> <p>【特殊用途自動車】・・・「用途」欄に「特殊」と記載されているもののうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車のいずれかが記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。</p> <p>【二輪自動車】・・・総排気量が125ccを超えるもの。</p> <p>※レンタカー、タクシー、軽トラック、借用自動車、車検・修理時の代車等は割引の対象となりません。</p>	
	E T Cを利用しない場合	
	上記①及び②の要件を満たす車両に加えて、知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー・福祉有償運送車両（第1種）等も対象になります。	
割引率	50%	
割引有効期限	<ul style="list-style-type: none"> ・新規申請…障がい者の方の2回目の誕生日まで ・変更申請… " 2回目の誕生日まで ・更新申請… " 3回目の誕生日まで(有効期限の2か月前から更新申請できます) 	
登録手続きに必要な書類等	E T Cを利用する場合	<ol style="list-style-type: none"> (1) 身体障害者手帳又は療育手帳 (2) 登録する車の車検証又は電子車検証かつ自動車検査証記録事項 (3) 運転免許証（身体障害者手帳第2種をお持ちの方） (4) E T Cカード （障がい者が18歳以上の場合本人名義） (5) 車載器セットアップ申込書・証明書等 （車載器管理番号が確認できるもの）
	E T Cを利用しない場合	<ol style="list-style-type: none"> (1) 身体障害者手帳又は療育手帳 (2) 運転免許証（身体障害者手帳第2種をお持ちの方）

※障害福祉課、各支所、東部・西部保健福祉センター、各連絡所（今市除く）で登録手続きができます。《お問い合わせ》

障害福祉課・西日本高速道路株式会社 NEXCO（ネクスコ）西日本お客様センター

TEL 0120-924863 又は06-6876-9031